

高知市公園灯ＬＥＤ化業務委託

公募型プロポーザル募集要領

令和 7 年 5 月

高知市

1 趣旨

高知市は、2022 年 3 月に「第 5 次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出量削減目標について、2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50.6%削減としている。

しかしながら、現在、市が管理している公園照明灯及び公園トイレ照明器具（以下「公園照明灯等」という。）のうち、LED化されているものは、全体の 2.4%に留まっている。

加えて、平成 25 年 10 月に採択され、平成 29 年 8 月に発効された国際条約「水銀に関する水俣条約」により、水銀ランプの製造及び輸出入が令和 3 年より禁止となったことから、水銀ランプの交換を早急に進める必要がある。

上記の市を取巻く環境を鑑み、高知市公園灯 LED化業務委託（以下「本業務」という。）においては、公園照明灯等を大幅な CO₂ 削減が見込まれる LED照明灯を骨格とした設備改修を行い、ゼロカーボンシティへの取組みを確実に実行していくものとする。

なお、本業務においては、民間のノウハウ、技術的能力を活用できる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入することとしており、この趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けするために、提案の募集を公募型プロポーザルにより行うものである。

2 概要

(1) 名称

高知市公園灯 LED化業務委託

(2) 発注者

高知市

(3) 履行場所

高知市内一円

(4) 業務内容

本業務の内容は、以下に定めるもののほか、詳細は別紙「高知市公園灯 LED化業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおりとする。

ア 受託者は、市と締結する本業務の契約に基づき、LED照明灯等の設備（以下「設備」という。）を導入し、契約期間内において現地確認・精査、照明灯管理システムの構築及びデータ更新、設備の LED化改修等に係る計画の策定・設計・施工、省エネルギー保証、計測・検証などの省エネルギーを達成するための維持管理を含める包括的役務を提供する。

イ 受託者は、本業務の契約期間内に導入した設備の維持管理を自らの責任で行う。

(5) 契約形態及び契約期間

ア 契約形態

- ・ パフォーマンス契約（出来高契約）

ESCO事業の導入による省エネルギー効果を受託者（ESCO事業者、以下「事業者」という。）が保証するものとする。

- ・ 自己資金型（ギャランティード・セイビングス）契約

対象設備の改修に係る工事等初期費用は、市が調達するものとする。

事業者は、設備を設計・施工し、竣工後に市に対して対象設備の引渡しを行った後、10

年間の維持管理期間中，導入設備の運用管理・維持管理に係る業務を行うものとする。

イ 契約期間

契約締結日から令和 18 年 3 月 31 日まで

E S C O 事業サービス期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

施工・電力申請は，令和 8 年 3 月 31 日までに完了すること。

(6) 限度額

186, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ア 令和 7 年度〔初期投資費〕

170, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 令和 8 年度以降〔E S C O 事業サービス料〕

1, 600, 000 円/年（消費税及び地方消費税を含む）

税制度の変更があった場合は，市と協議を行うものとする。

(7) 対象

更新対象は，L E D 化されていない公園照明灯等とし，維持管理業務における維持管理（以下「維持管理」という。）の対象に，市が新設し，及び市に移管される公園照明灯等を加える。

（以下は想定数）

ア 公園照明灯 （管理対象：1, 188 灯 更新対象：1, 132 灯）

イ 公園トイレ照明器具 （管理対象：1, 185 灯 更新対象：1, 185 灯）

ウ 維持管理期間中に新設及び移管される公園照明灯等（管理対象：年間 10 灯）

なお，次の資料については，企画提案書の提出期限まで事務局にて配布するものとする。

・ 照明灯のデータ

①想定機器及び灯数

②令和 5 年度 電気料金及び維持管理費

③既設機器写真例

④公園台帳

3 応募条件

(1) 応募要件

ア 応募者は，原則グループ構成とし，グループ内全てが日本国内の企業とすること。

イ 応募する際は，事業役割を担う代表者を 1 者選定し，その代表者が市との連絡窓口となり，事業遂行の責を負うものとする。

ウ 応募者は，グループの構成員全てを明らかにし，(2)の役割分担を明確にすること。

エ グループの代表者及び構成員は，他のグループの代表者，構成員に入ることはできない。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は，次の役割を全て担い，グループの各構成員が以下の役割を分担するものとし，2 つ以上の役割を担うことも可能とする。

①事業役割：市との対応窓口及び契約等の諸手続きを行い，本事業遂行の責を負う。

②施工役割：施工管理・施工に関する業務を実施する。

③維持管理役割：維持管理に関する業務を実施する。

イ 応募者は、グループ代表者及び各構成員間の役割に関する合意書の写しを市に提出すること。

(3) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は、公告日から契約締結までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 事業役割を担う者に必要な条件は、以下のとおりとする。

自治体発注の自治体の所有する公園灯若しくは、道路灯のE S C O事業（ギャランティードセイビングス契約）で、事業役割を担った業務の請負実績を有していること。

なお、実績とは、契約期間終了したものではなく、設備の引渡しが完了したものを指す。

イ 施工役割を担う者に必要な条件は、以下のとおりとする。

①市の令和6・7年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請において、電気工事の申請がある者であって高知市内に主たる営業所（本社）を有するもの又は令和6・7年度物件等競争入札参加資格者名簿における電気設備保守点検に登載されている市内業者。

②建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、電気工事に係る一般又は特定建設業の許可を受けた者。

ウ 維持管理役割を担う者に必要な条件は、以下のとおりとする。

①維持管理役割を担う者は、高知市内に主たる営業所（本社）を有する者。

②市の令和6・7年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請において、電気工事の申請がある者又は令和6・7年度物件等競争入札参加資格者名簿における電気設備保守点検に登載されている者。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者。

オ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者であること。

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

キ 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者。

ク 法人である者

ケ 市町村税を滞納していない者

コ 都道府県税を滞納してない者

サ 国税（法人税，消費税及び地方消費税並びに源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分））を滞納していない者

シ 社会保険料（健康保険料，厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者

ス 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(4) 地元業者の活用

使用する機器の納入，施工又は維持管理役割の企業，及びそれらの下請け業者の選定においては，可能な限り市内の業者を優先的に活用し，地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は，応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は，それぞれの応募者に帰属するが，提出書類は，返却しないものとする。

また，市は，応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり，情報を漏らしたりすることはしない。

(3) 知的財産の取扱い

本業務の提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠，デザイン，設計，施工方法，工事材料，維持管理方法等を使用した結果生じる責任は，応募者が負うものとする。

(4) 市からの提供資料

市が提供する資料は，応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は，1件を上限とする。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は，認めない。

ただし，やむを得ない事情が生じた場合は，市と協議を行い，市が認めたときは，この限りでない。

(7) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更は，できない。

ただし，提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり，かつ，市が認めたときは，この限りでない。

なお，提出書類について，後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

申出書又は提案書に虚偽の記載をした場合，若しくは重要な事項を記載しなかった場合は，

申出書又は提案書を無効とする。

(9) 事務局

本業務の提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：高知市都市建設部みどり課

所在地：高知県高知市本町5丁目1-45 高知市役所本庁舎5階

TEL：088-823-9469/FAX：088-823-9934

電子メール：kc-171200@city.kochi.lg.jp

5 事業全体スケジュール

(1) 本事業にあたり、スケジュールは下記を予定している。

	項 目	日 程
1	公募型プロポーザル実施に係る公告	令和7年5月7日（水）
2	質問書提出期限	令和7年5月13日（火） 午後5時
3	質問に対する回答	令和7年5月20日（火）
4	参加意向申出書の提出期限	令和7年5月23日（金） 午後5時
5	参加資格確認結果の通知	令和7年6月6日（金）
6	企画提案書の提出期限	令和7年6月16日（月） 午後5時
7	企画提案に対する審査の実施	令和7年6月20日（金）
8	審査結果の通知	令和7年6月下旬
9	契約締結	令和7年7月上旬

6 質疑・回答

本件に関し質問がある場合は、質問書（様式第1号）を提出することができる。

質問書は、以下のとおり提出すること。

なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は、受け付けない。

(1) 提出期間

令和7年5月13日（火）午後5時までとする。

(2) 提出方法

FAX又は電子メールで受け付ける。

FAX又は電子メール送信後に、電話により着信を確認すること。

(3) 提出先

事務局へ提出（4(9)参照）

(4) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和7年5月20日（火）に高知市みどり課ホームページに掲載することとし、回答に関する電話、口頭による個別対応は、行わない。

また、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わない。

7 参加意向申出書の提出

本件の公募を、以下のとおり行う。

(1) 募集要領の配布

令和 7 年 5 月 7 日（水）午前 9 時から高知市みどり課ホームページにて掲示

(2) 参加意向申出書及び資格確認書類の提出

応募者は、参加意向申出書（様式第 2 号）及び資格確認に必要な書類を、以下のとおり提出すること。

ア 参加意向申出書の受付期間

公告の日から令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法

提出書類は、紙媒体とし、持参（受付できるのは土日、祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。受付期間内必着）によること。

ウ 提出先

事務局へ提出（4(9)参照）

(3) 参加意向申出時の提出書類

以下の提出書類を綴じたものを、正本 1 部、副本 1 部提出すること。

次の書類に、それぞれ表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

また、各書類の様式に記載されている添付書類も合わせて提出すること。

《参加表明作成書類》

ア 参加意向申出書（様式第 2 号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し、提出すること。

イ グループ構成表（様式第 3 号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割）を明確にすること。

グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の写しを添付すること。

ウ 企業概要等（全ての構成員が提出すること。）

- ・ 企業概要（様式第 4 号の 1）
- ・ 企業状況表（様式第 4 号の 2）
- ・ 有資格技術職員内訳表（様式第 4 号の 3）
- ・ 各役割の業務実績表（様式第 4 号の 4）
- ・ E S C O 関連事業実績一覧表（様式第 4 号の 5）

8 資格審査

参加意向申出書を提出した者について、応募者に必要な資格等の審査を行い、参加資格確認結果通知書を送付するとともに、参加資格が認められた者に対して提案書の提出を要請する。

また、参加資格が認められなかった者に対しては、その旨と理由を通知する。

参加資格がない者は、通知日の翌日から 7 日間、その理由について説明を求めることができるものとする。

9 参加を辞退する場合

参加資格のある者が以降の選定参加を辞退する場合は、令和7年6月16日（月）午後5時までに提案辞退届（様式第5号）1部を事務局に持参すること。

10 企画提案書の提出

参加資格のある者は、本件の事業提案書を、以下のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和7年6月16日（月）午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日の閉庁日を除く

(2) 提出方法

提出書類は、紙媒体とし、それぞれ正本1部、副本8部を持参又は郵送（書留郵便に限る。受付期間内必着）により提出すること。

(3) 提出先

事務局へ提出（4(9)参照）

(4) 企画提案時の提出書類

応募者は、次の提出書類を作成し、各々表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。ただし、高知市の令和6・7年度物件等競争入札参加資格を有している応募者は、ソ～ナの提出は不要とする。

ア 提案書提出届（様式第6号）

イ 提案総括表（様式第7号の1・第7号の2）

ウ 事業資金計画書（様式第7号の3）

エ 事業資金計画書（事業収支計画書）（様式第7号の4）

オ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第8号）

カ 使用機器提案書（様式第9号）

キ システムに関する提案書（様式第10号）

ク 施工体制・地域経済波及効果提案書（様式第11号）

ケ 工程計画提案書（様式第12号）

コ 工事中の対応・廃棄計画提案書（様式第13号）

サ 維持管理等提案書（様式第14号）

シ 計測・検証計画提案書（様式第15号）

ス 契約終了後の対応提案書（様式第16号）

セ 情報非公開希望申立書（様式第17号）

ソ 登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書等）（写し可）

タ 市町村税に係る納税証明書（写し可）

※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書

※所在地が東京23区の場合は提出不要

チ 都道府県税に係る納税証明書（写し可）

※滞納がないことの証明書又は直近2事業年度の納税証明書

ツ 国税に係る納税証明書（未納税額のない証明書）（写し可）

・法人=法人税，消費税及び地方消費税，源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）

【納税証明書の種類：その３】…その他欄に「源泉所得税及び復興特別所得税」と記載し請求。

※納税証明書の種類「その３の２」や「その３の３」では，源泉所得税に未納がないことが記載されないので注意すること。

テ 社会保険料納入確認（申請）書（様式第 18 号）（写し可）

※直近 2 年間に未納がないことの証明書

ト 財務諸表

※直近 1 事業年度の決算書類

・法人=貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書等の写し

ナ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第 19 号）

(5) その他

ア グループの代表企業が提出すること。

イ 原則 A 4 判の用紙とし，カラー印刷も可とする。

ウ 各様式の注意事項をよく確認して作成すること。

11 提案書に係る記載事項等

(1) 基本事項について

ア 提案書の無効

本件は，本業務についての提案を求めるものであり，募集要領に記載された事項以外の提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない提案書については，提案を無効とする。

イ 提案書の様式について

別紙「高知市公園灯 L E D 化業務委託提出書類様式」に示すとおりとする。

なお，文字サイズは原則として 10.5 ポイントを基本とするが，可読性に配慮したサイズの使い分けは，可とする。

12 提案書における提示条件

応募者は，次の条件に基づき提案書を作成すること。

- (1) ギャランティード・セイビングス契約を実施できること。
- (2) 市の事業スケジュールに基づき，調査，工事等を遂行することができること。
- (3) 維持管理計画書を提出し，市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行えること。
- (4) 維持管理事業期間中に市が新設した L E D 公園灯や，開発行為等により管理者以外のものが設置し，市に移管される L E D 公園灯についても，システムにデータを反映したうえで契約終了まで維持管理を行うこと。
- (5) 2 (5) イで示した工事期間内に施工・電力申請が完了しない場合， L E D 化工事が完了するまで，電気料金を含む遅延に起因する費用は，事業者が負担すること。
ただし，災害又は天候不順等の理由により，工期の延長を検討する必要がある場合は，安全確保の見地から，市と協議を行うものとする。
- (6) 年間点灯時間は，公園照明灯等 4,000 時間とすること。

- (7) 電気料金の計算は、四国電力株式会社が公表している令和7年5月単価を適用するものとし、公園照明灯については公衆街路灯A、公園内トイレ照明器具については定額電灯の電灯料金、燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金、需要家料金の単価をもとに算出すること。

なお、需要家料金は、1灯ごとに計上するものとし、電気料金削減の計算に当たっては、公衆街路灯A契約のワット数の変更による差額をもとに算出すること。

- (8) CO₂排出量の計算は、電力使用に伴うCO₂排出係数を0.461kg-CO₂/kwhとして計算を行うこと。

13 審査及び審査基準

(1) 審査主体

選定委員会により審査を行う。

(2) 審査方法及び審査基準

選定委員会において、企画提案者（以下「提案者」という。）から提出された企画提案書を、別表1の「審査表」の評価基準により審査する。

ア 審査日程及び方法

日程：令和7年6月20日（金）を予定

応募者数により時間割を行い、改めて市より連絡をする。

方法：プレゼンテーション形式

提案時間：説明20分以内 質疑10分程度

参加人数：5名以内

- ・ プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うことを原則とするが、パワーポイントを用いることも可とし、その場合、提案書の内容に沿ったものとする。
- ・ 説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は、可とする。
その場合、パソコン及びプロジェクターは、提案者が持参すること。（スクリーンは、市にて用意）
- ・ プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは、不可とする。

(3) 契約候補者の決定

選定委員会による審査を経て、評価点合計が高い者から順位付けを行い、最も高い者を契約候補者（以下「候補者」という。）とする。

ただし、最低基準点（評価点合計が満点の60%）以上の者だけを対象とする。

したがって、本件の企画提案者が1者のみであっても、最低基準点を超えていなければ候補者は、決定しない。

なお、審査の総得点が同点の場合は、業務参考見積書の額が安価な者を高い順位とし、見積額も同額の場合は、くじにより選定する。

また、候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は契約の協議が整わない場合は、次点者を候補者とする。

(4) 審査結果通知

審査終了後、結果を全ての提案者に書面で通知する。

また、各提案者の評価項目ごとの評価点数を、高知市みどり課ホームページに掲載（候補者以外については、会社名を除く）する。

14 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書の受付期間を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本募集要領に違反すると認められる場合
- (5) 企画提案書の事業費が限度額を超えている場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり著しく信義に反する行為などにより、選定委員会が失格と判断した場合

15 契約に関する事項

(1) 契約の手順

市と候補者は、協議の結果、双方が合意した場合に見積を徴取し、契約を行うものとする。

(2) 契約の時期（予定）

令和7年7月上旬

(3) 契約の概要

市と候補者が、本募集要領、企画提案書及び維持管理計画書に基づき、本業務に係る事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容、支払い方法などを定めるものとする。

また、市と本業務に係る事業者について、その役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法、時期等について明記するものとする。

(4) 支払いの概要

ア 初期投資費：令和8年3月 検収完了後 精算払い

初期投資費のうち、30%以内の前払いができるものとし、事業役割を担う者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の施工部分に係る完成時期を保証期間とする保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託しなければならない。

イ E S C O事業サービス料：令和8年度から令和17年度まで 年額均等払い

16 その他

- (1) 本プロポーザル参加を途中辞退することによって、今後の市との契約等について不利益な扱いをするものでない。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (4) 業務を遂行する上で知り得た情報及び本業務に係る内容は、高知市長の許可無く第三者に漏らしてはならない。
- (5) 提出された書類等は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む

個人の権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。

したがって，提案内容に条例第9条第1項第3号に相当する部分がある場合は，企画提案書を提出する際に，非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類である情報非公開希望申立書（様式第17号）を提出すること。

ただし，非公開の申出があった部分であっても，合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認められる場合などは，公開することがある。また，非公開希望部分がない場合であっても，その旨を記載した情報非公開希望申立書を提出すること。

別表 1
審査表

NO	評価 区分	評価項目	様式番号	評価の視点	配点
1	基本 事項	実施体制 (遂行能力・ 市内業者活 用)	3 4 の 1 4 の 2 4 の 3 4 の 4	本業務内容を遂行できる能力を有すると認 められるか。 グループ構成員について、市内業者を活用 した実施体制となっているか。	10
2		事業実績	4 の 5	ESCO 事業の実績が十分か。	10
3		電気料金削減 保証額	7 の 2	電気料金削減保証額が高いか。	5
4		CO2 削減量	7 の 2	CO2 削減量が大きいか。	5
5		提案額	7 の 3 7 の 4	ESCO 事業費（市の支出総額）が低い か。	5
6	技術 評価	現地調査	8	効率的に現地調査及び電力契約の調査・照 合を行うことのできる具体的な提案がある か。	5
7		使用機器	9	適切な夜間照度、消費電力、耐用年数など 使用する LED 照明灯の性能が優れており、 信頼性の高い製品の提案か。また、設置場 所に応じた選定について提案されている か。	10

NO	評価 区分	評価項目	様式番号	評価の視点	配点
8	技術 評価	照明灯管理システム	10	システムの内容について高い精度・品質が期待できるか。また、操作性やセキュリティは高いか。	5
9		施工体制 （地域経済波及効果）	11	L E D化改修工事及びその後の維持管理等において、市内事業者を優先的に活用し、市内を4エリア（東西南北）に分割した施工体制など、地域経済への波及効果が見込まれるか。	10
10		工程計画	12	工程計画（施工体制・電気料金契約更新体制）が、業務全体スケジュール（予定）のとおりに完了することが十分に見込まれているか。	5
11		工事中の対応・廃棄物計画	13	地域住民や公園利用者に配慮しているか。既存照明灯の故障時などに柔軟な対応が行えるか。適正な廃棄物の処理の計画がなされているか。その他市の利益創出につながる提案があるか。	5
12		維持管理等	14	E S C O設備等の維持管理・保証（修繕等）・定期点検（点灯状況、破損状況等）について、本市の維持管理体制（維持管理の外部委託）を踏まえた適切な対応が見込まれるか。	10
13		効果の計測・検証	15	エネルギー削減効果の計測・検証が適切に実施できる提案となっているか。	5
14		契約終了後の対応	16	契約終了後の対応について、本市の維持管理体制（維持管理の外部委託）を踏まえた、具体的で優れた提案となっているか。	10
評価点合計					100